

特定健康診査を受診しましょう (国民健康保険の人)

メタボリックシンドロームとは、腹部の内臓周囲における脂肪の過剰な蓄積によって、高血圧、高血糖、脂質異常の症状が2つ以上重なった状態です。これは動脈硬化を促進し、心臓病や脳卒中などの重い生活習慣病に進む危険性が高いので、早い段階で改善することが大切です。

特定健康診査の検査項目は、メタボをはじめ、主な生活習慣病の発見などに的を絞っています。毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますので、ぜひご利用ください。

今まで受診をしたことがない人は、これを機会に受診してみてください。

■特定健康診査

◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳～74歳の人。対象者には5月下旬に『特定健康診査受診券』と『質問票』を送付します。

※4月～12月に75歳になる人は、国民健康保険の『特定健康診査』ではなく後期高齢者医療の『健康診査』の対象になります。受診券は誕生日の翌月下旬頃に送付します。

※町が実施する『外来人間ドック助成事業』を利用する場合は、特定健康診査を受診することはできません。

※生活保護の受給者で受診を希望する場合は、保健センター(☎52-4999)にご連絡ください。

◇受診料 無料

◇受診期限 令和9年1月31日(日)

◇受診方法

郡内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『特定健康診査受診券(もえぎ色)』、『質問票』、『マイナ保険証』または『国民健康保険資格確認書』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

◇受診結果

受診した月の約2か月後に個別に通知します。

◇集団健(検)診

9月26日(土)・27日(日)に保健センターで『特定健康診査』と『がん検診』を同時実施します。健(検)診を平日に受診できない人は、この機会にぜひご利用ください。

集団健(検)診を希望する人は、受診券および同封の申込書を6月30日(火)までに健康保険課保険年金係(1階⑥窓口)に提出してください。

■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、保健師や管理栄養士が無料でアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。
※対象者には個別に通知をします。

健康診査のご案内 (後期高齢者医療の人)

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する『健康診査』を受診しましょう。

- ◇対象者 後期高齢者医療の加入者(対象者には5月上旬に『健康診査受診券』と『質問票』を送付します。)
- ◇受診料(自己負担額) 500円
- ◇受診期限 令和9年3月31日(水)
- ◇受診方法

県内の実施医療機関で受診してください。医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください。

受診の際は、『健康診査受診券(黄色)』、『質問票』、『マイナ保険証』または『後期高齢者医療資格確認書』を必ず医療機関の窓口に表示してください。

◇受診結果

受診した医療機関で説明を受けてください。